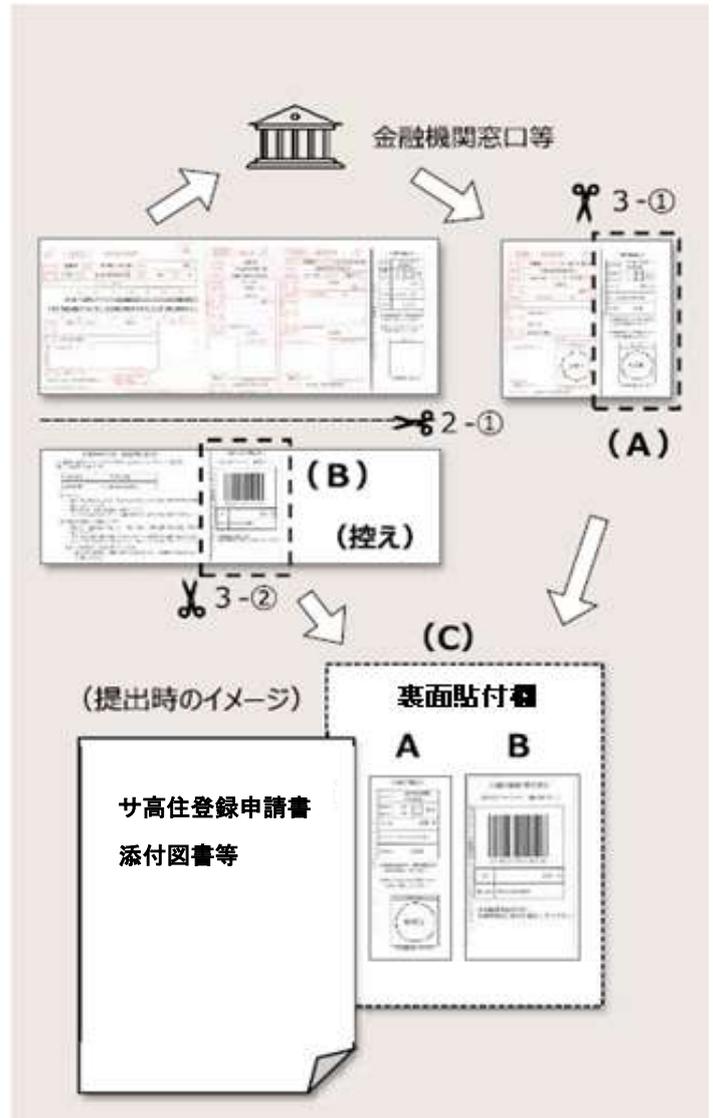


サービス付き高齢者向け住宅の登録（更新）手数料の 納付方法が変わります【納付書による納付】

これまでの収入証紙は廃止され、登録（更新）手数料は**納付書払い**となります。
 ※現金でのみ支払いが可能です。（Pay 払いなどキャッシュレス決済はできません。）

【登録（更新）申請の流れ】

1. 登録（更新）を行う事業者は、
 県住宅課の窓口へ連絡してください。
 納付書を郵送します
2. 同封の手数料納付書により金融機関
 の窓口やコンビニエンスストアのレ
 ジで現金により支払います。
 - ① 手数料納付書の控え部分を切り
 離します。（控え部分もあとで必要に
 なりますので手元に保管します。）
 - ② 手数料納付書により、金融機関窓
 口等で支払います。
 - ③ 「領収証書・納付済証」を受け取
 ります。
3. 「登録申請書」と「添付図書等」を準備
 します。
 - ① 上記③から納付済証（A）を切り離
 します。
 - ② 保管してあった控え部分から納付
 済証照合票（B）を切り離します。
 - ③ 切り離した納付済証（A）と納付済
 証照合票（B）を「登録申請書」の
 裏面に貼付します。
4. 「登録申請書」（納付済証と納付済証照合票貼付済）及び添付図書を県住
 宅課へ提出（郵送）します。



※未使用の証紙は返還いただくと券面金額を返金します。
 詳しい手続きについては、県会計課(TEL:095-894-3211)へ
 お問い合わせください。

<サ高住についての問い合わせ先>
 長崎県土木部住宅課 企画指導班
 電話番号 095-894-3108
 mail jutaku.kikaku@pref.nagasaki.lg.jp